

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育法の一部改正

一 副学長の職務について、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする事。

(第九十二条第四項関係)

二 教授会の役割の明確化

(第九十三条関係)

1 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとする事。

2 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる事ができる事とする事。

第二 国立大学法人法の一部改正

一 国立大学法人の学長の選考の基準及び学長の選考の結果等の公表等

1 国立大学法人の学長の選考は、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととする

こと。

(第十二条第七項関係)

2 国立大学法人は、学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が学長選考の基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととする事。

(第十二条第八項関係)

二 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学等に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長等が任命する委員でなければならないこととする事。

(第二十条第三項及び第二十七条第三項関係)

三 国立大学法人の教育研究評議会の組織について、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を教育研究評議会の評議員とすること。

(第二十一条第三項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

(附則第二項関係)